

小山町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援） 運営規程

（平成 11 年 11 月 20 日制定）

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人小山町社会福祉協議会が開設する小山町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 小山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

（2）所在地 静岡県駿東郡小山町小山 7 5 番地の 7

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1 名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（2）介護支援専門員 2 名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。ただし、利用者からの申請があれば時間外の営業もできるものとする。

（事業の提供方法、内容及び利用料等）

第 6 条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提

供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者宅（必要に応じ第3条に規定する事業所内）
- (2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅（必要に応じ第3条に規定する事業所内）
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回

2 主な支援内容は、居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時における介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等とする。

3 第7条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えて走行した距離1km当たり20円とする。
(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小山町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第10条 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全

及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、法人本部が定めた社会福祉法人小山町社会福祉協議会カスタマーハラスメント対策基本方針に従い組織として必要な対応を行うものとする。

- 2 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(その他運営についての重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年12月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月 4日から施行する。

この規程は、令和 8年10月 1日から施行する。